

【2020/02/26公開】

## 「子どもの未来のための協働促進助成事業」（休眠預金等活用事業）

### 2019年度 実行団体公募にあたって よくある質問と回答

特定非営利活動法人エティック

Q. 今回を機に新しく開始する事業でない対象外でしょうか？

既存の事業であっても、より良い成果を実現するための新たな取り組みや工夫が提案されていれば対象になります。この助成金を活用することで期待できる変化について、提案書でご説明ください。

Q. 設立して間もない団体でも申請できますか？

はい、公募要領に記載の要件を満たしていれば、申請は可能です。

Q. 連携先との合意について、すでに連携先とは話していますが、3年間の助成を考えると事業内容はステップバイステップになります。例えば、1年目の事業の結果、2年目から別の団体と連携する必要が生まれてくることも考えられます。その場合、そうした連携先を現段階で特定することは難しく、応募時点で想定している連携先と合意が取れていれば問題ないでしょうか。また、合意とはどのレベルまで必要で、どのような確認がされるのでしょうか？

はい、問題ありません。ご指摘の通り、実際はステップバイステップになることは想定され、計画の変更も十分に考えられます。応募段階では、そうした変更の可能性についての記述も含め、想定しうる仮説をご記載ください。

合意のレベルについては、関係者間で合意ができていれば、契約書の締結など一定の拘束力を有するものまでを提出する必要はありません。一方で、採択にあたっては、必要に応じてヒアリング等で確認をさせて頂くことを想定しております。

Q. 要件の中に社会課題の「予防」「早期発見」「対応」を見据えた事業とありますが、この3つのワンセットが前提になりますか？それとも例えばこの中の「予防」だけに向けたものでもよいのでしょうか？

全てに取り組む必要はなく、例えば「予防」に特化した取り組みでも構いません。ただし、対象となる当事者の置かれた状況や課題の構造、他団体の取り組みを踏まえ「予防」に特化して取り組みを進めていくことの必要性や重要性についてのご説明を頂ければと思います。

Q. 対象となる地域は全国とのことですが、全国への展開を視野に入れる必要はありますか？

ありません。地域や対象層ごとに課題や置かれている状況は異なりますので、それを踏まえた有効な取り組みを提案頂くことがまず重要になります。特定の地域に深く根差した取り組みや、特定の対象層に対する包括的な取り組みの優れた事例ができることが、他の地域や領域にとっての学びやヒントにもつながると考えています。一方で、複数の地域での展開についてご提案を頂くことも歓迎です。

Q. 自団体単独で応募したほうが良いケースと、他団体も含めたコンソーシアムで応募したほうが良いケースの区分けについて教えてください。

本助成金を活用した事業を中心的に推進していく組織が、自団体単独なのか、他団体との協働・連携によるものなのか（例えば2つの団体から事務局に人員を1人ずつ出し、それぞれの人件費に本助成金を活用する場合）でご判断ください。後者の場合はコンソーシアムで応募いただければと思います。

実行団体から一部の業務（イベントの運営や研修講師等）を切り出して外部委託する場合は、基本的には業務の外注として考えてよく、必ずしもコンソーシアムとして応募する必要はありません。また、本助成金を活用した資金提供が発生しない、連携・協働先（行政や企業、他団体等）もコンソーシアムに含める必要はありません。不明な場合は、事務局までご相談ください。

Q. コンソーシアムの中に行政は必須ですか？

行政も含めたコンソーシアムで事業を推進していく場合でも、本助成金を活用した事業を中心的に推進していく組織のみをコンソーシアムに含めて頂ければと思います。行政が本助成金を活用することは想定されていませんので、行政と連携・協働する場合でも、コンソーシアムとして応募するケースには該当しません。

Q. コンソーシアムの中に、株式会社が含まれていても問題ないでしょうか。

主幹事団体が非営利活動法人であれば問題ありません。

Q. コンソーシアムの場合、ガバナンスの整備が求められるのは主幹事団体のみでしょうか？

採択時に所定のガバナンス・コンプライアンス体制を整備頂く必要があるのは主幹事団体のみになります。一方で、主幹事団体以外も、主幹事団体に準じるガバナンス・コンプライアンス体制を整えて頂ければと思います。また、コンソーシアムとしてのガバナンス・コンプライアンス体制についても、ご検討ください。

Q. 行政からの委託を受けている事業に本助成金を活用しても問題ありませんか？また、行政系の財団や独立行政法人から助成金・補助金を受けている事業についてはどうですか？

いずれの場合も、本助成金を活用することはできません。ただし、別の事業として管理・運営を切り分けた上で、相乗効果のある取り組みとして同時に進めて頂くことは問題ありません。

Q. この助成金を原資に再助成をしてはいけないとのことですが、融資の原資に充当することは可能ですか？

再助成だけではなく、融資もできません。

Q. 助成された金額は全て助成期間中に使い切る必要がありますか？また、年度ごとの配分ルールはありますか？

助成金額は助成期間中に全て使い切る必要があります。年度ごとの配分については毎年均等である必要はありません。事業の遂行にあたって妥当な予算を年度ごとに配分してください。

Q. 人件費の積算ルールについて教えてください。

人件費の支払実績をベースに時間単価を決定し、労働時間を掛けることで計算していただきます。法定福利費を含めることも可能です。

Q. 本事業に従事するスタッフが複数事業を兼任している場合、人件費はどう計上すればよいのでしょうか？

本事業に実際に従事している時間のみを計上してください。

Q. 利用者からの参加費収入などを自己資金として見込むことは可能ですか？

可能です。

Q. 自己資金比率の特例申請について、どのような状況が該当しますか？

公募要領に記載の通り、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、助成対象事業の必要額（事業費）に対する助成額の割合を設定し、20%以上は、自己資金または民間からの資金を確保していただくことを原則としています。

一方でそうした資金をゼロから調達することは時間を要するものでもあり、初年度から確保することは困難なケースもあると考えています。そうしたケースが特例に該当します。個別にその事情をご説明いただければ、柔軟に判断させていただきたいと考えています。

なお、3年目に20%以上の自己資金または民間からの資金を確保していただくことはすべての団体に共通して求められますので、その計画についてはご記載ください。また、資金調達の支援も必要に応じて提供していきます。

Q. 休眠預金活用による同助成金でも別事業であれば同時に申請は可能でしょうか？

別事業であれば申請可能です。（例：A事業でエティックに申請、B事業で他資金分配団体に申請）。ただし、申請された事業が同事業か別事業かは申請後に指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が確認しており、2つの事業が目的や事業内容がほぼ同様と判断される場合は認められない可能性があります。

Q. 助成金の他にどのようなサポートが得られますか？

A. 公募要領p.5に記載がありますが、プログラムオフィサーを中心とした支援チーム（エティックのスタッフおよび外部パートナーにより編成）を編成し、個別の伴走支援を行います。会議での助言や、連携先・メンターの紹介、資金調達の支援などを予定しております。また、年に1～2回の集合研修も予定しております。採択された実行団体のニーズを踏まえて組み立てていくため、現時点では詳細は未定です。

Q. ニーズ調査は予算に含めてよいですか？

必要であれば含めて問題ありません。異なるセクターの関係者間で課題の状況を把握・共有するために、そうした取り組みが必要になるケースはあると考えています。

Q. 決まった評価指標はありますか？

JANPIAの評価指針および本事業の趣旨を参考にし、応募団体からご提案ください。なお、事業採択後に改めて最適な評価指標の設定について協議させていただく予定です（実行団体への負担を増やす趣旨ではなく、あくまで最適な指標を設定するという趣旨での協議です）。

【参考】資金分配団体・実行団体に向けての評価指針

<https://www.janpia.or.jp/hyouka/index.html>

Q. 外部監査が望ましいとのことですが、公認会計士等に依頼をする必要がありますか？

「望ましい」なので、必須ではありません。団体全体ではなく、本事業のみを対象にして頂いても結構です。

Q. 申請額に対して満額ではなく減額での採択も考えられますか？

今回の助成金は総額が決まっているため、審査の結果、そのようなケースも一部考えられます。実行団体の同意を前提に、ご提案内容を進めて頂くのに合理的な範囲で減額し、併せて目標や実施内容を修正して頂く想定です。

Q. 審査委員は非公表ですか？

審査委員の名簿については、審査終了後に公開いたします。子どもの事業に関わる専門家や各セクターの有識者に就任頂いています。

Q. 事業計画書に盛り込む事項がたくさんあるため、フォントサイズを変更したり、注意書きを削除しても問題ないですか？

ある程度の調整は構いませんが、共通の書式で審査を行う趣旨ですので、大幅なフォントサイズの変更（特に小さい文字の使用）やレイアウトの変更は適正な審査の実施に支障をきたしますので避けてください。

Q. 提出資料のうちメール添付できないものは郵送してもよいですか？

可能ですが、締切日の3月2日必着でお願いします。一方で、可能でしたらスキャンし、データで添付頂ければと思います。

Q. 二次審査（面接審査）の日程はいつですか？都合がつかない場合はどうなりますか？

二次審査（面接審査）の日程は4月9日（木）で決定いたしました。9：30～15：30の予定で、1団体あたり25分間で事業説明と質疑応答を行います。既に一部の時間に予定が入っている場合など、可能な限り時間帯の希望に添えればと思いますが、複数団体の調整となるため、現時点で予定を空けておいていただけますと幸いです。もし、この日に現地で参加することが難しい場合は、オンラインでの実施も対応する予定です。

オンラインでの参加も難しい場合は、個別に対応を協議させていただきます。

（以下、2020年2月26日追加）

Q. 「様式2 事業計画書」作成にあたり、記載する文章をより増やすため記入方法の説明文を削除しても構わないですか？

構いません。削除可能な箇所は「■本助成事業への申請概要」表内の「（）」およびコンソーシアム型での応募でない場合は様式2内のP1「複数の民間非営利組織が一」以下の文章と表です。右記の箇所を削除の上、最大7ページに収まっているか確認ください。

コンソーシアム型での応募の場合は、P1「複数の民間非営利組織が一」以下の文章と表の分（半ページ）は最大7ページのカウント外として構いません。